

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>奈良市は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の申請受付、審査、交付、手帳情報の管理、氏名及び居住地変更の届出、返還及び再交付に関する事務を行う。・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の申請受付、進達、氏名及び居住地変更、返還、更新申請及び再交付の届出に関する事務を行う。・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当の申請受付、審査、認定、支給、資格喪失届出及び変更届出に関する事務を行う。・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)及び地域生活支援事業の申請受付及び支給決定に関する事務を行う。 <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)に基づき、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>
③システムの名称	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法 第9条第1項 別表の20、21、22、51、67、117の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・11、14、15、17、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項 (番号法第19条に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・14、15、37、75、91、92、93、144、145、146の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) (情報提供の根拠) 第2条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー照会の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。また、必ず複数人での確認を行った上で最終確認を行い、照会している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・決裁書類に特定個人情報を残さないようにマスキングを徹底し、回議段階で複数名でチェックしている。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input checked="" type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	公表日	平成27年3月30日	平成28年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-1-③システムの名称	1. 福祉情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、中間サーバ、地域生活支援事業台帳(自動車改造)、地域生活支援事業台帳(成年後見制度利用支援事業)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-3-法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の11、14、47、84の項	・番号法 第9条第1項 別表第一の11、14、47、84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条、14条、38条、60条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :16、26、27、28、31、54、55、56-2、57、79、87、106、109、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :67、68、69、85、108、109、110の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :16、26、27、28、31、54、55、56-2、57、79、87、106、109、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :67、68、69、85、108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第12、19、20、21、22、28、29、30、31、42、44、53条 (情報照会の根拠) 第38、55条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) (情報提供の根拠) 第2条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I-3-法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表第一の11、14、47、84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条、14条、38条、60条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表第一の11、12、14、34、47、84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条、第12条、14条、25条、38条、60条 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年3月30日	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):16、26、27、28、31、54、55、56-2、57、79、87、106、109、116の項(別表第二における情報照会の根拠):67、68、69、85、108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第12、19、20、21、22、28、29、30、31、42、44、53条(情報照会の根拠) 第38、55条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)(情報提供の根拠) 第2条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):16、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、87、106、116の項(別表第二における情報照会の根拠):20、67、68、69、85、108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第12、19、20、21、22、28、29、30、31、42、44、53、59の2条(情報照会の根拠) 第14、38、55、55の2条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)(情報提供の根拠) 第2条 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月1日	I-3-法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条、第12条、14条、25条、38条、60条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月1日	I-4-②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :16、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、87、106、108、110、116の項(別表第二における情報照会の根拠) :20、67、68、69、85、108、109、110の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第12、19、20、21、22、28、29、30、31、42、44、53、59の2条 (情報照会の根拠) 第14、38、55、55の2条</p>	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :9、10、12、14、15、16、19、20、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、87、106、108、110、116の項(別表第二における情報照会の根拠) :67、68、69、85、108、109、110の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第8条、第9条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の3、第59条の2 (情報照会の根拠) 第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月1日	I-5-①部署	保健福祉部 障がい福祉課	福祉部 障がい福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	I-5-②所属長の役職名	加藤 啓代	課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IV リスク対策	記載無し	記載追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	公表日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I-1-③システムの名称	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、中間サーバ、地域生活支援事業台帳(自動車改造)、地域生活支援事業台帳(成年後見制度利用支援事業)	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、中間サーバ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I-2特定個人情報ファイル名	1. 障害福祉情報ファイル 2. 地域生活支援事業台帳(自動車改造)ファイル 3. 地域生活支援事業台帳(成年後見制度利用支援事業)ファイル	障害福祉情報ファイル	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和4年3月31日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成 28年個人情報保護委員会規則第5号) (情報提供の根拠) 第2条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第9号に 基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成 28年個人情報保護委員会規則第5号) (情報提供の根拠) 第2条	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
	I-4-②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :9、10、12、14、15、16、19、20、26、2 7、28、31、54、55、56の2、57、79、85の 2、87、106、108、110、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :67、68、69、85、108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第8条、第9条、第10条の 2、第11条、第11条の2、第12条、第13条の 2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22 条、第28条、第29条、第30条、第31条、第4 2条、第43条の4、第44条、第53条、第55 条、第55条の3、第59条の2 (情報照会の根拠) 第38条、第38条の2、第 43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条 の3	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、12、14、15、16、19、20、26、27、 28、31、53、54、55、56の2、57、79、85 の2、87、106、108、110、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 20、53、67、68、69、85、108、109、110 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第8条、第9条、第10条の 2、第11条、第11条の2、第12条、第13条の 2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22 条、第27条、第28条、第29条、第30条、第3 1条、第42条、第43条の4、第44条、第53 条、第55条、第55条の3、第59条の2 (情報照会の根拠) 第14条、第27条、第38 条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第 55条の2、第55条の3	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和5年7月11日	公表日	令和4年3月31日	令和5年7月11日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和6年3月1日	公表日	令和5年7月11日	令和6年3月1日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	Ⅱ－1－3重大事故	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月1日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月1日	Ⅳ－1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	I－1－② 事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)に基づき、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	I－3 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の11、12、14、34、47、84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条	・番号法 第9条第1項 別表の20、21、22、51、67、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月11日	I-4-② 法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、12、14、15、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、87、106、108、110、116の項(別表第二における情報照会の根拠) 20、53、67、68、69、85、108、109、110の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第8条、第9条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の3、第59条の2(情報照会の根拠) 第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3</p>	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 11、14、15、17、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項(番号法第19条に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 14、15、37、75、91、92、93、144、145、146の項</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年3月11日	公表日	令和6年3月1日	令和8年3月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない